事　務　連　絡
平成 30 年 7 月 5 日

各都道府県教育委員会施設主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人施設担当部課　御中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」に
関する補足説明について

先般、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」（平成 30 年 6 月 29 日付け 30 施施企画第 12 号）において、安全点検等の進捗状況について調査をお願いしましたが、これまでに寄せられた代表的な質問とそれに対する回答を別紙のとおり補足説明としてまとめましたので、参考としていただくようお願いいたします。

このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、また、都道府県知事においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては、所管の学校に対して、それぞれ依頼するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

（本件連絡先）
大臣官房文教施設企画部施設企画課
防災推進室施設防災企画係
電話：03－5253－4111（内線 3184）
メール：bousai@mext.go.jp

【別紙】

# 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」に関する補足説明

| | 問 | 回　答 |
|---|---|---|
| Ⅰ　全体について | | |
| 1 | 最終報告までに安全点検（第2段階）を完了しなければならないのか。 | 6月19日に緊急点検の要請をしているところだが、最終報告においては、域内の所管・所轄する全ての学校について、点検完了・未完了にかかわらず、その時点の状況を報告する。<br>なお、今後もフォローアップをしていく予定。 |
| 2 | すべてのブロック塀について、安全点検（第2段階）を実施する必要があるのか。 | ブロック塀等を今後とも継続して使用し続けるためには、安全点検（第1段階）では安全性の問題が特段確認されなくても、安全点検（第2段階）まで実施し、安全性を確認する必要がある。 |
| 3 | 建築技術者等とは、どのような技術者か。 | 国土交通省の告示の技術的内容やブロック塀等の構造等を理解している方、専門業者や学識経験者等を想定している。 |
| Ⅱ　調査対象について | | |
| 1 | 学生寮のみとして利用される別敷地は調査対象か。 | 学生寮の敷地も学校敷地とし調査対象とする。 |
| 2 | 境界部分以外に設置されたブロック塀等は調査対象か。 | 囲障に限らず、敷地内のブロック塀等については、調査対象とする。 |
| 3 | 金属製のフェンスが上部に設置してあるブロック塀等は調査対象か。 | ブロック塀等の部分を調査対象とする。 |
| 4 | 例えば、屋外プールに付帯するシャワーの目隠しとして設置されているブロックの壁や、球技の練習に利用するブロックの壁、ブロックの壁で囲われたごみ置き場等は調査対象か。 | 児童生徒等に危険がおよぶ可能性があるものは、調査の対象とする。 |
| 5 | 門扉や門柱、万年塀は調査対象か。<br><br>ブロックの土留めは調査対象か。 | 今回の調査では対象外とする。 |

| | 問 | 回　答 |
|---|---|---|
| Ⅲ　安全点検（第1段階）の実施方法について | | |
| 1 | 敷地の内外に高低差がある場所に設置されたブロック塀等の高さはどのように計測すればよいか。<br><br>擁壁の上部にブロック塀等が設置されている場合、塀の高さはどのように計測すればよいか。 | 基準となる地盤面の考え方について、判断できない場合には、特定行政庁※に確認した上、調査を実施する。 |
| 2 | 斜面に設置されているブロック塀など、ブロック塀等の高さが測定する場所によって異なる場合、塀の高さはどのように計測すればよいか。 | 一般的に地盤面からブロック塀等の一番高い部分を計測することとするが、判断できない場合には、特定行政庁※に確認した上、調査を実施する。 |
| 3 | 金属製のフェンスが上部に設置してあるブロック塀について高さはどこまで計測すればよいか。 | 一般的に地盤面からブロック塀等の上端までを計測することとするが、上部に設置してあるフェンスが大きい等により安全性が懸念される場合等には、特定行政庁※に確認した上、調査を実施する。 |
| 4 | 建築基準法施行令第62条8においては、高さ1．2メートル以下の補強コンクリ―トブロック造の塀にあっては、第五号及び第七号を除くこととなっている。今回の調査についても同様の扱いとしてよいか。 | 建築基準法等の規定に沿って判断する。<br>高さ1．2m以下の補強コンクリートブロック造の塀については、控え壁がなくても問題が無いものとして判断してよい。また、第2段階においても、「基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れ深さは30センチメートル以上とすること」を満たしていない場合も、問題が無いものとして判断してよい。 |
| 5 | L型やクランク型のブロック塀等については、控壁として判断できるのか。<br><br>補強コンクリートブロック造の塀の控壁について、長さ3．4m以下ごとに設置することとなっているが、長さ1m程度の塀の場合には控壁が必要となるのか。 | 建築基準法等の規定に沿って判断することとなるが、判断できない場合には、特定行政庁※に確認した上、調査を実施する。 |
| Ⅳ　安全点検（第2段階）の実施方法について | | |
| 1 | 安全点検（第2段階）では、ブロック塀等を一部解体して点検を行う必要があるのか。 | 施工時の図書等に基づく点検も考えられるので特定行政庁※や建築士等の専門家に相談する。 |
| Ⅴ　その他 | | |
| 1 | 第1段階で安全性に問題があるとされなかったものの、第2段階を実施せずに撤去・再整備を実施した場合は、「⑪安全上対策が必要なブロック塀等の全長」に計上するのか。 | 計上しない。 |
| 2 | 域内の集計データを文部科学省が公表する前に議会や報道機関に対し、提出してもよいか。 | 公表については、学校設置者の判断にゆだねる。 |

※特定行政庁の問い合わせ先
国土交通省ホームページ「建築物の塀（ブロック塀や組積造の塀）の安全点検等について」に掲載されている「問い合わせ先一覧（特定行政庁の連絡先入り）」参照
URL　：　http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei